



# インボイス制度が 事業者にもたらす影響

～消費税及びインボイス制度の概要から、システム面での課題まで～

スワロー税務会計 山田真治税理士事務所 **山田 真治**

山田真治（やまだ しんじ）●2011年税理士登録。会社員兼務を経て独立し、法人税・所得税・相続税・消費税を中心に、法人・個人問わず幅広く活動。また、税務・簿記関係の講師や税理士会の研究発表も積極的に行っている。趣味はマラソン・野球応援・野菜作り・音楽鑑賞（サザンオールスターズなど）。

## ■ はじめに

2023年10月1日より、消費税の仕入税額控除の方式として「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」が開始されます。

世間では、あまり話題になっていないようにも思われますが、事業者への影響は非常に大きなものがあります。消費税の申告をする課税事業者も、申告をしない免税事業者も、また請求書を発行する側も、受け取る側も含め、あらゆる事業者がインボイス制度への対応を迫られることとなります。

このインボイス制度に正しく対応するためには、同制度自体の仕組みに加え、その前提となる消費税の仕組みについても基礎的な理解が求められます。誌面に限られていることもあり、基本的、原則的な仕組みについて図を使いながら解説するとともに、課題の多い業務システムへの影響についても触れることにします。

## ■ 1.消費税の基本的な仕組み

そもそも「消費税」とは、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して、広く公平に課税される税

金のことです。最終的に商品等を消費し、サービスの提供を受ける消費者が負担し、その支払いを受けた事業者が国に納付します。

消費者が支払った消費税については、支払った先（事業者）がそのまま納めるのではなく、下記の図1のように段階を経て納税されることになります。

事業者の立場から見れば、「消費者から預かった消費税－取引先に支払った消費税＝納付する消費税」となります。

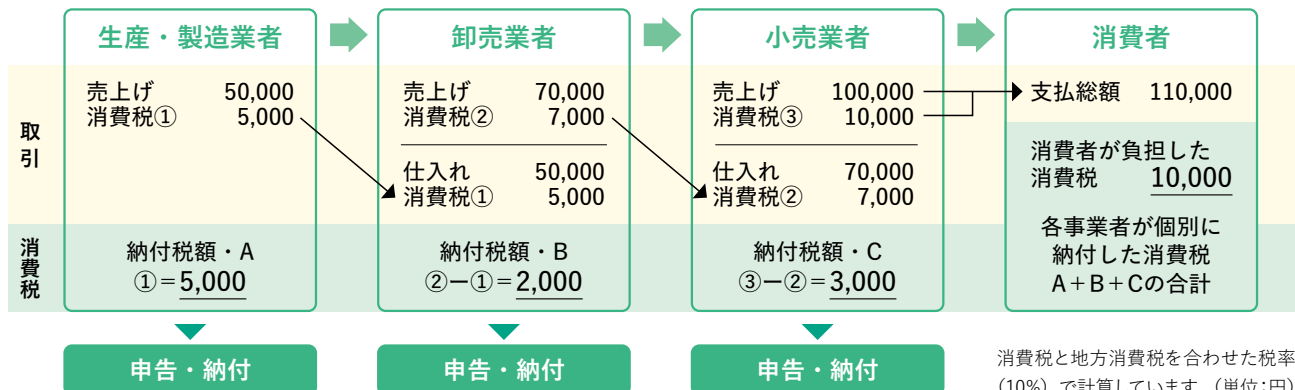
## ■ 2.消費税の納税義務と計算方法

消費税の納税義務については、簡単に言うと「一昨年（前々事業年度）の売上げが1,000万円を超えたら、今年（当事業年度）は消費税の納税義務がある」と定められています。

よって、消費税はすべての事業者に課せられるわけではありません。逆に言うと、納税義務がない事業者は、消費者から預かった消費税が手元に残ってしまうということになります。（厳密には、法人税や所得税の計算で考慮されることとなります。）

専門的な用語を用いれば、事業者が納付する消費税額

（図1）消費税の負担と納付の流れ



国税庁「適格請求書等保存方式の概要 -インボイス制度の理解のために-」より引用

は、「課税売上げに係る消費税」から、「課税仕入れ等に係る消費税額」を差し引いて（これを「仕入税額控除」といいます）計算します（図2）。

この「仕入税額控除」というのが、今回のインボイス制度のキーワードとなります。

### ■ 3.インボイス制度の仕組み

今回、導入されるインボイス制度の趣旨は、ごく簡単に言うと「預かった消費税－支払った消費税＝納付する消費税」を例外なく実現しましょう、ということです。制度が開始される2023年9月30日までは、消費税の対象となる取引については、取引相手に消費税の納税義務があるかないかに関わらず、すべて仕入税額控除を行うことができます。

ところが、2023年10月1日からは、仕入税額控除を行うには、インボイス番号がある請求書（「適格請求書」といいます）などを交付してもらうことが条件となります。

この適格請求書を発行できるのは、税務署長に申請して登録を受けた「適格請求書発行事業者」のみとなります。免税事業者が適格請求書を発行するためには、

2023年10月1日から「課税事業者」になることが条件となり、加えて、消費税の申告・納付が必要になります。

これにより、適格請求書（インボイス）発行事業者は年間の売上げに関わらず消費税を納付することになり、消費者から預かった消費税が手元に残るという状態がなくなるようになります。

### ■ 4.インボイス制度が企業システムにもたらす影響

消費税や請求書に関する制度が変わるということは、これらを扱う企業の業務システムにも、改修を要するなどの影響をもたらします。以下、いくつか例を挙げてみます。

#### (1)インボイス発行側の対応について

請求書の書式については、これまでも消費税に関する記載事項が定められていました。具体的には、次ページ図3の赤字以外の項目です。特別なことを書いているわけではなく、レシートなどにも記載されていることです。ところが、インボイス制度が始まると、図3の赤字の項目が加わるようになります。

ここで重要なのは「インボイス番号」（図中では①「登録番号」）です。

(図2) 消費税額の計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額}^{\ast} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額}^{\ast} \text{ (仕入税額)}$$

↓  
**仕入税額控除**

※消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

国税庁「適格請求書等保存方式の概要 - インボイス制度の理解のために-」より引用



次の時代に、新しい風を吹き込んでいきます。

時代はいま、新しい息吹を求めて、大きく動きはじめています。

今日を生きる人々がいつも元気でいられるように、

明日を生きる人々がいつもいきいきとしていられるように。

日立グループは、人に、社会に、次の時代に新しい風を吹き込み、

豊かな暮らしとよりよい社会の実現をめざします。

**HITACHI**  
Inspire the Next

日立の樹オンライン [www.hitachinoki.net](http://www.hitachinoki.net)

◎ 株式会社 日立製作所 www.hitachi.co.jp

(図3) 適格請求書並びに適格簡易請求書の記載例

【記載事項】 ●下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。  
●不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等\*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		△△商事(株)
11月分 131,200円		登録番号 T012345...
××年 11月 30日		
日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...	...	...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

※⑤の「税率ごとに区分した消費税額」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつになります。

請求書を扱うシステムが社内各部署で共通している場合には、このインボイス番号をアウトプットする仕組みを構築するのは、比較的、容易だと思われます。ただし、会社によっては、部署・支店ごとに請求書の様式が違っても構いません。この場合、社内でインボイス番号についての周知徹底と、記載方式の確認が必要になります。

(2)端数処理について

現行制度では、消費税の端数処理についてのルールはなく、明細ごとに端数処理を行い、最後に合計する形が一般的でした。しかし、インボイス制度では1つのインボイスについて、端数処理は税率の異なるごとに1回のみとなります。

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等\*又は適用税率

スーパー○○		東京都...
XX年 11月 30日		登録番号 T123456...
領収書		金額
ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象	内、消費税額	¥24
10%対象	内、消費税額	¥550
軽減税率対象	お預り	¥1,000
	お釣り	¥126

※⑤の「税率ごとに区分した消費税額等\*又は適用税率」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつになります。

現状のシステムが明細行ごとに消費税の計算をしている場合には、システムの改修が求められるでしょう。

(3)インボイス受領側の対応について

インボイスを受領する事業者の社内に、会計システムなど独自のシステムがある場合、以下の対応が求められる場合があります。

①受領した請求書にインボイス番号がある場合

この場合は、従来から消費税10%と8%に分けていたと考えられることから、現状のシステムで問題ないでしょう。

②受領した請求書にインボイス番号がない場合

インボイス番号のない免税事業者からの課税仕入れに





については、仕入税額控除ができなくなるため、これに対応したシステムの構築が必要となります。なお、「控除なし」とする場合は、現在でいうところの消費税「対象外」にすれば対応可能です。

当面は経過措置として、インボイス制度導入前に控除できた金額の80%を控除できますが、やがて50%の控除、控除なしとなりますので、これも見据えたシステム構築が必要となるでしょう。

#### (4) インボイスがなくとも仕入税額控除が使える場合

仕入税額控除はインボイス番号があって初めて認められるものですが、事業の性質上、インボイスを交付することが困難である場合など、仕入税額控除が認められる

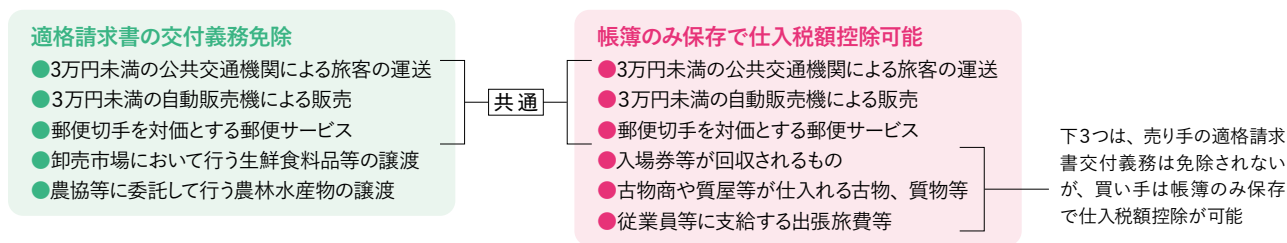
こともあります。

例えば、打ち合わせのために自販機で108円の飲料を購入したとします。自販機ではインボイスは交付されないことから、図4の「交付義務免除」に当てはまり、インボイス不要で処理できます。ただ、こうした例外的な処理ができるよう、システムの改修は必要となるでしょう。

#### ■ 5.最後に

いよいよ10月1日よりインボイス制度が開始されますが、この限られた誌面では、すべてをご紹介することはできませんでした。また、制度が若干流動的なところもありますので、詳細については国税庁のWebサイト（国税庁 インボイス で検索）での確認をお願いいたします。

(図4) 仕入税額控除の例外規定



#### 帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿記載事項等

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
  - ② 取引年月日
  - ③ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
  - ④ 対価の額
  - ⑤ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地<sup>(注)</sup>
  - ⑥ 特例の対象となる旨
- (注) 国税庁長官が指定する者に係るものである場合、記載不要

記載例（公共交通機関特例の場合）

総勘定元帳（仕入）				
XX年月日	摘要		税区分	借方(円)
4   3	JR●●	運賃	公共交通機関	10%   300

※公共交通機関特例の対象事業者は、国税庁長官が指定する者になるため、帳簿に住所又は所在地の記載は不要

出典：財務省資料

